

アメリカ少年司法における「絶対的終身刑」(LWOP) 違憲判決の与えた影響 - 遡及適用をめぐる連邦最高裁判所「モントゴメリー判決」(Montgomery v. Louisiana) を中心に -

著者	今出 和利
著者別名	IMADE Kazutoshi
雑誌名	現代社会研究
号	14
ページ	75-84
発行年	2016
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00008508/

アメリカ少年司法における「絶対的終身刑」(LWOP) 違憲判決の与えた影響

— 遡及適用をめぐる連邦最高裁判所「モントゴメリー判決」(Montgomery v. Louisiana) を中心に —

今 出 和 利

2000年代中頃以降、アメリカ連邦最高裁は、それまでの流れとは異なり「子どもは大人と異なる」ことを再確認し、それを前提としたいいくつかの判決を下してきた。そして2012年6月には、審判を行う際には非行少年の年齢や特性、家庭・社会環境を踏まえた個別的な審理を行うことを説き、そのような手続きを経ずに科した「絶対的終身刑」は憲法に反するとする「ミラー判決」を下した。さらに2016年1月、連邦最高裁は、ミラー判決で述べられた準則は、すでに確定した判決にも「遡及的に適用される」とする「モントゴメリー判決」を下すに至った。これにより、現在、約2500名近くいる受刑者に、再審理又は仮釈放を求める機会が与えられようとしており、社会に与える影響は非常に大きいものと思われる。

本稿では、「ミラー判決」とその後の各州の対応を概観した上で、この「モントゴメリー判決」について整理・検討する。

keywords : 少年司法 絶対的終身刑 遡及適用 モントゴメリー判決 ミラー判決

目 次

はじめに

- 1 ミラー判決の概要
- 2 ミラー判決以降の各州の対応
- 3 モントゴメリー判決について

おわりに

はじめに

「絶対的終身刑 (LWOP) に服している」ヘンリー・モントゴメリーは、過去46年間、刑務所の中で死ななければならないことを意識しつつ毎日を過ごしてきた。異例の事態によるものであるが、おそらくこの結末は、彼が17歳の少年の時に犯した罪を罰するに当然かつふさわしいものであった。

しかし、当裁判所は、ローパー、グラハム及びミラー判決の中で、「いかに、少年と成人とは、憲法上、その有責性の度合いにおいて異なるのか」について述べてきたところであり、モントゴメリーの様な受刑者たちには、自分の犯した罪が矯正不可能な顔面によるものでないことを示す機会が与えられなければならない。そして、もしそれによるものでないならば、人生の数年間を刑務所の壁の外で過ごしたいという彼らの希望は、取り戻されなければならない。(モントゴメリー判決)¹

この連邦最高裁判所(以下「連邦最高裁」とする)判決の結論における一節は、アメリカ少年司法に係る最近の判例の流れと「変化」を端的に示しているといえる。

周知の通りアメリカでは、1960年代以降、「ケント判決」²、「ゴールト判決」³をはじめとした

連邦最高裁判所の一連の判例を一つの契機として、少年手続においても成人と同様のデュー・プロセスの保障が求められるとともに、一方で、一定の重大事件については、成人と同様に扱う「移送制度」の拡大に代表されるような、いわゆる「厳罰化」の波の中で、少年司法制度の特徴は次第に薄らいでいったと言われている。

しかし2000年代半ば以降、連邦最高裁は、死刑及び終身刑と合衆国憲法修正第8条に定める「残酷で異常な刑罰の禁止」規定との適合性をめぐる憲法訴訟の中で、これまでの少年と成人とを同様に扱うことによる「厳罰化」の流れとは距離をおき、少年司法制度、さらには「少年」の本来の特性を再確認するいくつかの判断を示してきた。

具体的には、2005年、17歳の少年に対する死刑判決につき、修正第8条に反し違憲とした「ローパー判決」⁴、2010年、殺人以外の罪を犯した少年に対する「仮釈放の可能性のない終身刑」(Life Without Possibility of Parole) (以下「絶対的終身刑」⁵とする)を違憲とした「グラハム判決」⁶、そして2012年、殺人を犯した少年を含めて全ての少年に対する「裁判官の裁量の余地なしに必要なに科す絶対的終身刑」(Mandatory Life Without Possibility of Parole) (以下「絶対的終

身刑の必要的科刑」とする)を違憲とした「ミラー判決」⁷等が挙げられる。

この様な流れの中で、2016年1月、連邦最高裁は、冒頭で掲げた「モントゴメリー判決」において、ミラー判決で示された憲法上の新しい準則を遡及して適用することを認めたのであった。

この判決は、勿論、連邦最高裁による憲法解釈として導かれた帰結ではあるが、一方で、既に確定している絶対的終身刑を覆し、その受刑者に再審理又は仮釈放の可能性を与えるものとなるため、今後、社会に与える影響は計り知れないものと思われる。

本稿では、連邦最高裁がこの判決を下すにあたって「遡及適用の是非」について検討した、ミラー判決を概観した上で、それ以降の各州の対応等をまとめつつ、モントゴメリー判決について整理・検討することとしたい。

1. ミラー判決の概要

ミラー判決及びそこに至るまでの、少年に対する死刑及び絶対的終身刑をめぐる判例の動向等の詳細については、すでに別項⁸で述べたところであるが、本項のテーマである「モントゴメリー判決」に至るまでの流れにつき、必要な範囲で概観することにする⁹。

いわゆる少年司法の「厳罰化」の流れを変える大きな契機となったとされるのが、「ローパー判決」である。犯行時17歳の少年クリストファー・シモンズは、女性を誘拐し惨殺したことにより第1級謀殺の罪で死刑判決を受けたが、2002年の精神的障害者に対する死刑を違憲とした「アトキンス判決」¹⁰に依拠し、「17歳の少年に死刑を科すことは修正第8条に反する」と主張して争ったところ、連邦最高裁は、特に科学的な調査結果が示す、未成熟性、周囲環境依存性及び人格未形成の性質といった少年と成人の三つの大きな相違を強調し、少年側の主張を認めたものである。

この判決以降、少年に対する死刑制度が見直される中で、それに代わるいわば「少年に対する最高刑」となったのが、絶対的終身刑及び仮釈放の可能性のない著しく長期の懲役刑であった。

しかし絶対的終身刑については、「グラハム判決」により制限が加えられる。すなわち、他の少年と共に武装不法目的侵入等を犯したものの、判決が猶予されプロベーションの処遇中であった16歳の少年テランス・グラハムが、その期間中に友人と住居侵入強盗の罪をあらたに犯したことにより絶対的終身刑判決が下されたことにつき、連邦最高裁は、ローパー判決と同様に、少年には、未成熟性、周囲環境依存性及び人格未形成の性質があることを挙げ、憲法上、刑罰を科す目的が成人とは異なることを踏まえ、殺人以外の罪で絶対的終身刑を科すことは、修正第8条に反し違憲であるとした。

そして、さらに絶対的終身刑について厳しい制限を加えたのが、「ミラー判決」であった。以下、その概要を述べることにする。

アラバマ州に住む14歳の少年エヴァン・ミラーは、他の少年らと共に、近所に住む顔見知りの男性に暴行を加え、さらに男性宅に火を放ち、結果、男性は暴行による負傷及び煙の吸引によって死亡した。ミラーは、アラバマ州法に基づき少年裁判所から刑事裁判所に移送された後、放火の過程における謀殺の罪で成人と同様に起訴された。州法では、当該罪が認定されると被告には最低でも絶対的終身刑が「必要的に科される」(裁判官は、犯行への加担態様、家庭・社会環境等を検討して量刑を決める裁量を持たず、所定の刑がそのまま科される)ものと定められていた。そしてミラーは、当該罪で有罪となり、絶対的終身刑の判決を受けることとなる。

その後ミラーは、判決を不服として、州刑事控訴裁判所及び州最高裁判所に上訴したが、主張は認められなかったため、連邦最高裁に裁量上訴を求めたところ、それが認められることとなった。

そして2012年6月25日、連邦最高裁は5対4の僅差ながらも、殺人の罪で有罪となった少年に対して、絶対的終身刑を必要的に科すことは、修正第8条が定める「残酷で異常な刑罰の禁止」に反するとの判決を下した¹¹。

判決はまず「残酷で異常な刑罰の禁止」とは、個人に対して過剰な制裁を受けることのない権利を保障するものであり、過去の判例で示してきた

様に、その権利は、「犯罪に対する刑罰は、当該犯罪者及び当該犯罪行為の両方に比例し均衡のとれたものであるべきである」との基本的な法格言に由来し、「均衡という概念が、修正第8条の中核をなすものである」(グラハム判決) ことを再確認し、加えて、この均衡という概念を「品性という発展する基準」の下に考慮するとする。

その上で、この判決の結論は、均衡のとれた刑罰に対する関心事を反映させた二つの判例の流れ、すなわち (1) 「特定の属性に分類される犯罪者の有責性と刑罰の過酷さとが不均衡状態で科刑することを明確に禁止する判例」と、(2) 死刑判決を下す際には「被告それぞれの特性や犯罪態様の検討がなされなければならないとする判例」の合流点にあるとした。

そして判決は、まず (1) につき、「少年であれば責任が軽減され、かつ矯正可能性がより顕著になる以上、少年を厳罰に処することは適切ではない」との理解のもと、ローパー判決及びグラハム判決で示された、①少年は未成熟でありかつ責任感覚も未発達であることから、無謀で衝動的でかつ危険に対して無頓着な態度を生むこと、②少年は自分の家族や仲間達等からの悪影響や圧力を受けやすく、自分自身の社会環境を管理する能力や、恐ろしい犯罪の温床となるような環境から抜け出す能力に乏しいこと、③少年の人格は成人ほど形成されておらず、少年の特徴は落ち着きのないことであり、少年の行った行為は取り返しのつかない悪行の予兆にはならない、との三つの「少年と成人の相違」を掲げ所に、「少年は、憲法上、刑罰に処するための目的が成人とは異なる」とし、さらに、少年が凶行を行った場合であっても、「少年」であるとの特別の属性が、犯罪者に最も過酷な刑罰を科するという刑罰学の正当性を減少させる、ということとはもはや明確であるとした。

さらに判決は、(2) につき、死刑判決を下す場合において、判決を下す者は、被告人それぞれの特性や犯罪行為の態様を検討しなくてはならないとした判例を挙げた上で、もし被告が少年であれば、裁判官による裁量の余地を与えない必要的科刑制度は、判決を下す者による、当該被告少年の若年性、家庭環境の考慮や、死刑が当該少年犯罪

を罰するに見合うものかどうかについて検討する機会を阻むこととなり、この判例の流れに反するとした。

その上で判決は、グラハム判決が「終身刑判決と死刑判決とがいくつかの特徴を共有すること」を指摘し、加えて、終身刑の受刑者は、少年の方が成人よりも必然的に長く刑務所の中で過ごすこととなり、よって「少年にとって、とりわけ過酷な刑罰である」と述べたことを引用しつつ、この様なグラハム判決の発想を踏まえるならば、死刑判決と同様に、絶対的終身刑の科刑を検討する際にも、「被告人それぞれの特性や犯罪態様の検討の必要性」がある旨指摘した。

この様にミラー判決は、「少年と成人の相違」及び「被告人のそれぞれの特性や犯罪態様の検討の必要性」を根拠として、争点となった「少年に対する絶対的終身刑の必要的科刑」について、修正第8条に反して違憲との判断を下した。

さらに判決は、「ローパー判決、グラハム判決、そしてこの判決において、少年の軽減された有責性及び顕著な矯正能力について我々が述べた全てのことを踏まえれば、我々は、この最も過酷たりうる刑罰を少年に対して科すことがふさわしいとされる機会は、まれ(uncommon)になるであろうと考える。」と付し、「絶対的終身刑」の今後のあり方についても示唆したことで、必要的科刑のみならず絶対的終身刑それ自体の是非を含めて、後の議論に大きな影響を与えていくことになる。

2. ミラー判決以降の各州の対応

ミラー判決が下された2012年6月時点で、絶対的終身刑の必要的科刑を採用していたのが28州及び連邦政府、絶対的終身刑の裁量的科刑を採用していたのが15州、絶対的終身刑を完全に廃止していたのが8州であった¹²。

特に絶対的終身刑の必要的科刑を採っていた各州は、ミラー判決を受けてそれぞれ対応を求められることになるが、ミラー判決が明確に宣言したことは、「少年に対する絶対的終身刑の必要的科刑を禁ずる」ことにとどまるため、対応に際しておおよそ三つの疑義が生じることとなった。

まず、①ミラー判決が、「絶対的終身刑を少年に対して科すことがふさわしいとされる機会は、まれになるであろうと考える」と付言したことにより、少年に対して、絶対的終身刑を裁量的に科すことは妥当なのか、そして②絶対的終身刑ではなく、絶対的な（仮釈放の可能性のない）著しく長期の有期刑を科すことは妥当なのか、その場合には何年位までであれば妥当なのか、さらに③ミラー判決が下されるよりも前に、絶対的終身刑が必要的に科され現在服役している受刑者に対しても、ミラー判決で示された準則の効力を遡及的に適用する必要はあるのか、という点である¹³。特に③については、既に確定した絶対的終身刑判決を覆すこととなり、その影響は甚大なものとなる。

この様な点を念頭に、以下、州最高裁判所等による「司法的対応」及び州議会等による「立法的対応」に分けて、それぞれがいかなる対応をとってきたのかについて整理することとする。

（1）司法的対応

ミラー判決を受けて、具体的な訴訟の中で喫緊の対応を迫られたのが、各州の裁判所及び連邦の裁判所であった。

まず、上記①の論点に関連して、連邦最高裁による「まれ」の判示に敏感に反応し、立法的対応よりも先行して、州最高裁レベルでいち早く明確な司法判断を行ったのが、マサチューセッツ州である。

2013年12月、州最高裁は、ミラー判決に多くを依拠しつつ、青年期の脳が構造的にも機能的にも未発達であるとの調査結果に着目し、「たとえ、裁判所において個別的審理を行ったとしても、十分な確実性をもって、少年を絶対的終身刑という過酷な刑罰を受けるに値するような、矯正可能性のない頹廢した性格であると判断することは絶対にできない」として、「必要的」のみならず「裁量的」なものを含めた全ての絶対的終身刑について、州憲法のもとでは違憲であるとの判断を下している¹⁴。

そして②の論点については、特に、著しく長期の有期刑を少年に対して必要的に科すことを認めるとすると、生物学上、そもそも人間の生存可能

な時間はある程度の範囲に限られることを前提とするならば、事実上の絶対的終身刑と変わらないことになり、また必要的に科すのであれば、当該少年の未成熟性や減軽事由を検討する機会を与えないことになり、最終的には、ミラー判決が禁じた絶対的終身刑の必要的科刑と同じことになるであろう。

そこで結局、どこまでの長期刑であれば許容されるのか（残虐な刑罰には当たらないのか）、ということが議論となる。この点、絶対的終身刑ではなく有期刑であれば、殺人以外の罪に対しても、50年、70年又は90年といった懲役刑を科すことが許されるとした判決もある一方で、著しい長期刑は実質的には絶対的終身刑であり、ミラー判決等に反するとする判例もあり、各州によって判断は分かれている。後者に関する例としては、殺人以外の罪で有罪となった少年に対して110年の懲役刑を科した判決に対し、2012年8月、カリフォルニア州最高裁判所は、残酷な刑罰に該当し違憲であるとの判断を示している¹⁵。

また、この論点に関してより厳格な判断を下したのが、アイオワ州最高裁判所である。すなわちアイオワ州では、ミラー判決直後、少年時に犯した殺人の罪で絶対的終身刑を受けて収監されていた38名につき、州知事が、60年間は仮釈放の可能性のない終身刑に「減刑」するとしてしたことに対して、2013年8月、州最高裁判所は、この知事の行政行為は犯行時16歳の少年にとって事実上の絶対的終身刑を、個々の少年に特有な非常に重要な減軽事由等を全く考慮せず科すこととなり、ミラー判決の趣旨に反するものであるとし、さらに一年後同裁判所は、少年に対して成人と同様の必要な最低服役期間の定めのある刑を科すことは、違憲であるとの判断を下している¹⁶。

そして、各州の裁判所が最も判断に苦慮し、また、判断が分かれたのが、③ミラー判決の遡及適用の認否についてであった。

ミラー判決が下された当時、絶対的終身刑の必要的科刑を採用していた28州において、少年時に犯した罪により当該刑が確定し服役している者が2500名近くいる¹⁷とされており、それらの者に対してミラー判決で示された準則の効力を遡

て適用することが可能なのか、という司法制度の根幹にも関わる重大な判断が、各州及び連邦の裁判所に求められた。

ミラー判決後、ミシシッピ州最高裁、マサチューセッツ州最高裁をはじめ、絶対的終身刑による収監者が多いとされるフロリダ州を含む14州の州最高裁判所で遡及適用を認める判決が下されたが、一方で、やはり収監者の多いミシガン州及びペンシルバニア州を含む7州の州最高裁判所では遡及適用を認めない判決が下されている¹⁸。

この様に遡及適用の是非について、州最高裁レベルにおいてはそれを認める裁判所が多かったものの、判断は分かれていた。その大きな要因は、「遡及適用」に関する連邦最高裁の判例である「ティグ判決」¹⁹等で示された基準を、各州の裁判所がミラー判決を解釈する際にどう当てはめたかによるが、これらの判決については後述する。

(2) 立法的対応

司法的対応と同じく、ミラー判決が下された2012年以降、絶対的終身刑の必要的科刑制度を採っていた州を含む26州の州議会は、何らかの立法的対応を行っている²⁰。そしてその対応は、上で挙げた3つの疑義に関してどこまで対応するかによって分かれてくるため、その様子は州毎に様々であった。

これらの対応を大きく分けると、ミラー判決が禁じた少年に対する絶対的終身刑の必要的科刑を廃止した上で、①絶対的終身刑自体は維持し、ごく一部の例外を除いて一定期間(25年～40年程度)が経過した後に再審理の申請を認める州、②絶対的終身刑の対象から少年事件の大部分を除くことで実質的な制限を行う州、そして③少年に対する絶対的終身刑自体を完全に廃止する州とに分けられる²¹。

例えば、少年時の犯罪で絶対的終身刑に服する者が300名近くいるとされるカリフォルニア州では、従来、「特別な事情」として定められた22項目のいずれかの要件に該当する場合には絶対的終身刑の対象とされ、結果、第一級謀殺を犯した者の多くがこれに該当したが、2012年の法改正では、絶対的終身刑の受刑者(法改正時に服役中の

者も含む)であっても、上記の要件のうちさらに限定された2項目いずれかの要件に該当しない限り、服役から15年が経過した後に再審理を請求できるものとし、仮に当該申請が認められなかった場合には、服役期間が20年及び25年を経過した時点で、さらに再審理の再請求を可能とする法改正を行っている。²²同様に約200名の少年時の犯罪による絶対的終身刑受刑者がいるフロリダ州でも、2014年に同様の改正が行われている²³。

また、少年時の犯罪による絶対的終身刑受刑者が450名以上と全米において最も多いとされるペンシルバニア州では、2012年10月、第2級謀殺を絶対的終身刑の対象から除き、第1級謀殺で有罪となった犯行時15歳以上18歳未満の者については、必要ではない絶対的終身刑又は最低35年以上(15歳未満は最低25年以上)の懲役刑を科すとの法改正が行われている²⁴。

その他、例えばテキサス州では絶対的終身刑を完全に廃止し、必要的な仮釈放の可能性のある終身刑(40年経過後は仮釈放可能)に変更している²⁵。

この様に、以前は絶対的終身刑を積極的に運用していた州を含めて各州の対応は、ミラー判決が明確に禁じた必要的科刑を廃止するのみにとどまらず、絶対的終身刑自体を何らかの手立てをもって実質的に制限しようという方向にあるといえる。もっとも、司法的対応でも最も悩まされていた遡及適用の認否については、法改正を行った州の多くは認めないか又は特に規定を設けておらず、明文で法の遡及適用を認めた州は4州にとどまるという点は注目すべきであろう²⁶。

3. モントゴメリー判決について

各州の最高裁における司法的及び立法的判断が分かれる中、州別では全米で4番目に多い約300名の絶対的終身刑受刑者を抱えるルイジアナ州では、2013年、絶対的終身刑の必要的科刑を禁じ、終身刑を科す際には当該少年の特性等を考慮しなくてはならないとする法改正が行われた。一方、州最高裁は、同年11月の「テート判決」²⁷において、州による事後の審査に際して、ミラー判決

の効力は遡及適用されるものではないとの判決を下した。しかしこの「遡及適用問題」は、時を待たずして改めて争われることとなる。以下では、連邦最高裁による遡及適用に関する判例の経緯と、2016年1月に示されたミラー判決の遡及適用の是非に関する議論の「結論」ともいべき「モントゴメリー判決」についてみていくこととする。

(1) 遡及適用をめぐる判例

アメリカにおいて、裁判所で示された憲法上の新しい準則を、すでに確定した事案に対しても遡及して適用できるのかという問題は、研究者や実務家そして具体的訴訟の中でも長きに渡り議論がなされてきたところである。

現在、いわゆる「遡及適用」に関する確立した連邦最高裁による判例として広く参照されるのが、1989年2月、連邦の人身保護請求事案に関して遡及適用する際の枠組みを示した「ティーク判決」である。

この判決は、まず、「刑事手続に関する新しい憲法上の準則は、それが宣言される前にすでに確定している訴訟事件に対しては、遡及適用されない。」とした上で、二つの例外を認めた。

一つは、新しく示された準則が、「刑事法を制定する機関が規制する範囲を超える、ある種の一次的な私人として行われる行為に関する準則」(「実体的準則」(substantive rules))であり、二つ目の例外は、「秩序ある自由という概念に内在する手続の遵守を求める準則」(「刑事手続に関する分水嶺的準則」(watershed procedural rules))であるとされた。

さらに約4か月後の「ペンリー判決」²⁸では、一つ目の例外につき、「その属性又は犯した犯罪ゆえに被告となった者について、ある種の刑罰を科すことを禁じる準則」を含むものとされた。この後も、さらにいくつかの判例が、ティーク判決を拡大していく中で、いわゆる「遡及適用」に係る判例が形成されていくことになった²⁹。

(2) 判決までの経緯

2013年2月、ルイジアナ州の刑務所で50年近く絶対的終身刑に服していたヘンリー・モントゴ

メリーは、「ミラー判決」が下されたことを契機に、そこで示された新しい憲法上の準則の遡及適用を求め訴訟を提起した。以下、訴訟の経緯について見ていくことにする。1963年、ルイジアナ州に住む17歳の黒人の少年、モントゴメリーは、白人の保安官代理を殺害した罪で起訴され、陪審によって有罪とされ死刑の判決が下された。しかし後に、ルイジアナ州最高裁は、公衆の偏見により公正な審理が妨げられたとして有罪判決を破棄した。

再審理において新たな陪審は、モントゴメリーに対して死刑以外の刑を科すことを条件に有罪との評決を下したが、ルイジアナ州法ではこの様な場合には、評決に基づき決められる裁判所の量刑は、死刑判決の次に重い絶対的終身刑とすることが義務付けられていたため、いわば「自動的」に絶対的終身刑の判決が下されて、1971年5月に当該刑が確定した。

そのためモントゴメリーは、より軽い刑罰が妥当であると主張するための、犯行時の幼年性や、結果予測能力、自律能力、判断能力の限界に関する専門家の証言、そして彼自身の矯正能力の有無といった減輕事由に係る証拠を提出する機会を与えられることはなかったが、2012年6月、ミラー判決が下されたことを受けて、「ミラー判決により、自らに必要的に科された絶対的終身刑は違法なものとなった」として、事後的再審査を州地裁に申し立てたが、「ミラー判決は、事後的再審査に関しては遡及するものではない」として申し立ては認められなかった。

そこでモントゴメリーは上訴したが、ルイジアナ州最高裁は、先述したテート判決に依拠しそれを認めなかったため、2014年9月、連邦最高裁に対して移送命令書の発行の申請を求めた³⁰。

遡及適用の是非をめぐる各州の最高裁の判断が分かれる中、連邦最高裁には既にいくつかの同様の申請がなされており、2014年12月に連邦最高裁は、モントゴメリーに関する事案とは別に、「遡及適用」をめぐる同じルイジアナ州と争われていた「トカ」³¹訴訟に関連して、ミラー判決の遡及適用の認否につき検討するという判断を下していた。一部からは、連邦最高裁がミラー判決の遡

及適用を認めるのではないかとの期待が高まっていたものの、2015年2月、結局、申請者側は検察官との司法取引に応じることで審理は終了することとなった³²。

それを受け連邦最高裁は、2015年3月、あらためて本件「モントゴメリー対ルイジアナ州」訴訟にて、遡及適用問題について検討することとして当該申請を承諾し審理が開始された。

審理の主要な論点としては、①連邦最高裁は、ルイジアナ州最高裁の「連邦最高裁によるミラー判決の遡及適用を認めない」とした判断が正当であるかどうかを判断する権限を有しているのか、②「ミラー判決は、絶対的終身刑を受けた少年への事後的審査に関して、遡及適用すべき新しい実体的準則なのかどうか」という点である。

(3) 判決の概要

本件訴訟には社会の大きな関心が向けられ、また複数の法廷助言書(amicus brief)が提出される中で審理が行われた。

そして2016年1月25日、連邦最高裁は6対3と判断が分かれた(アンソニー・ケネディ判事の法廷意見(他5名の判事同調)、アントニン・スカリア判事の反対意見(他2名の判事同調)及びクラレンス・トーマス判事の反対意見が附された。)ものの、以下の様に、ミラー判決で示された新しい憲法上の準則につき遡及適用を認めた。

①連邦最高裁は本件を扱う権限を有するのにかについて

まず判決は、先述したティーグ判決等を挙げ、刑事手続に関する新しい憲法上の準則は、原則、それが宣言された際にすでに確定した有罪判決に対して遡及適用されることはなく、その準則が憲法上の「実体的準則」の場合及び「刑事手続に関する分水嶺的準則」の場合の二つの例外に該当する場合のみ遡及し得ることを確認する。

そして、裁判所指定の法廷助言者が、2008年の連邦最高裁による「ダンフォース判決」³³が「ティーグ判決における刑事手続に関する新しい憲法上の準則が遡及しないとの一般的原則は、連邦の人身保護手続条項の解釈をするための連邦最

高裁の権限の行使についてのものである」としたことを引き合いに、「州における事後的審査手続においては、〔例外として〕遡及を認める準則の効力は適用されない」と主張したのに対して、判決は、「ダンフォース判決は、ティーグ判決の一般的な遡及禁止準則について述べたのであり、二つの例外準則について、憲法問題として州を拘束するのかどうかについては、疑問として残されている」との見解を示した。

その上で判決は、上記の疑問のうち一つ目の例外準則である、憲法上の新しい実体的準則の方のみを検討の対象としてとりあげ、この準則が、ある訴訟の結果に影響を与えるならば、合衆国憲法は州の事後的審査を行う裁判所に対して当該準則の遡及適用を求めるものとなる、との判断を示した。

また、新しい実体的な準則が遡及することを確立したティーグ判決の結論が、憲法という土台に基礎を置くものとしてよく理解されており、この憲法上の要求は、全ての連邦法と同様に、各州裁判所も拘束するとした。

そして本件につき、「モントゴメリーは、ミラー判決は実体的な憲法上の準則を宣言したのであり、ルイジアナ州最高裁判所は、その遡及的効力を認めないという誤った判断をしたと主張している。よって当裁判所は、この判断につき再審理する権限を持つものである。」と結論づけた³⁴。

②ミラー判決が宣言した絶対的終身刑の必要的科刑の禁止は、憲法上、遡及させるべき新しい実体的準則を宣言したものなのかどうかという点について

上でみてきた様に、憲法上の新しい実体的準則は、州の事後的審査においても遡及適用されるとするならば、次に、ミラー判決で示された準則が、「実体的準則」に該当するのかが問題となる。この点につき、判決は以下の様に検討を行った。

まず判決は、「手続的準則」とは、被告の有責性を決める方法を規制するにすぎないものとし、対照的に「実体的準則」とは、ある一次的な行為に関する刑罰を禁じ、又はその属性若しくは犯した犯罪がゆえに被告となった者に対して、ある種類の刑罰を科すことを禁じるものであるとする。

そしてこの基準に従えば、以下で示す様に、ミラー判決は、事後的審査における事案についても遡及する本質的準則であることを宣言したとする³⁵。

すなわち判決は、「ミラー判決が行った検討において『礎石』となるものは、少年に対して適用するには不適當な刑罰があったとした、グラハム判決及びローパー判決等の一連の判決である」とし、「ミラー判決は、これらの判決で確立された『少年と成人とでは刑罰を科す目的が、憲法上異なる』との理念を大前提としている」ことを確認する。さらに、この相違は、少年達に特有な軽減された有責性とより大きな矯正可能性からくるものであり、より具体的には、ミラー判決で述べた、未成熟性、周囲環境への依存性、人格未形成の性質といった三つの「少年と成人の相違」に現れる³⁶とするとし、この様な考慮により、ミラー判決は「少年への絶対的終身刑の必要的科刑は、過度な刑罰としてあまりにも大きな危険をもたらす」と判断したとする。

そして「ミラー判決は、判決を下す者は、少年に対して絶対的終身刑を科す前に、少年犯罪者の若年性を考慮しなくてはならない」とし、「絶対的終身刑を科すという刑罰学的な正当性は、若者に特有な属性という点からみれば減退するとした。」とした上で、以下の様に加えた。

「例え裁判所が、終身刑という判決を下す前に当該少年の年齢を考慮したとしても、『不幸にも一時的に未成熟である』ことに起因して罪を犯した少年に対してその刑を科するならば、当該判決は、なおも修正第8条に反することとなる。

ミラー判決が、少年に絶対的終身刑を科すことは、『矯正不可能な顔貌によって罪を犯したまれな少年』に対する場合を除き過剰であるとしたということは、『ある属性がゆえに被告となった者達』、すなわち一時的に未成熟であることで罪を犯した少年犯罪者達に対して、絶対的終身刑を科すことは違憲である、と判断したのである。」³⁷

判決はこの様な検討のもと、「ミラー判決は、憲法上の実体的準則を宣言した。他の実体的準則と同様に、『法が科すことのできない刑罰に直面している当該被告に対して』、そして膨大な数の少年犯罪者達に対して、『必然的に重大な危険を

もたらしている』以上、ミラー判決の効力は遡及することとなる。」³⁸と結論付けた。

ミラー判決は、絶対的終身刑の必要的科刑が修正第8条に反するとの結論に導く根拠として、「少年と成人の相違」(実体的要素)と「少年それぞれの特性や犯罪態様の検討の必要性」(手続的要素)の二つを挙げたことにより、「ミラー判決は『実体的準則』(遡及する)なのか、『手続的準則』(遡及しない)なのか」という疑問を生じさせた。

その点につきモントゴメリー判決は、ミラー判決にはどちらの要素もあることを認識した上で、手続を単に被告の有責性を確認する手段として捉えるのではなく、「ミラー判決で求められる『手続』は、判決の言う実体的準則に実効性を持たせるための手段として求められる」³⁹と理解することで、ミラー判決は新しい「実体的準則」を宣言したものであるとの判断を下したといえる。

③本件事案の法的扱いについて

さらに判決は、ミラー判決の準則を遡及適用した事案について、いかなる法的な扱い方が考えられるかについて、「ミラー判決に遡及的効果をもたらせるということは、各州に対して判決をほじくり返すことを求めるものではなく、絶対的終身刑を必要的に科された少年犯罪者のあらゆる事案は、有罪のままであることは言うまでもない。州は、少年殺人犯につき仮釈放を検討することで、ミラー判決への抵触を補正することができるのであり、再審理を要するものでもない。これらの犯罪者に仮釈放を検討することを認めることは、一時的な未成熟性由来する罪を犯した少年、そしてその後成長した者が、修正第8条に反する過度な刑罰に耐え忍ぶことを強いられ続けるものではない、ということを確認なものとする。」とした上で、「少年犯罪者に仮釈放の資格を拡大することは、各州に義務を伴う負担を科すものではなく、州における有罪判決の最終判断をゆがめるものではない。矯正可能と思われぬ収監者は、引き続き終身刑を受けることになるであろう。」⁴⁰ともつけ加えた。

憲法に反するとされた必要的科刑を補正する方法として、必ずしも再審理を要せず、仮釈放を

認めれば良いとの示唆は、すべての者に仮釈放が認められるわけではないとしても、形式的に再審理を行った上で引き続き絶対的終身刑を科するという途を積極的に狭めたものとも解される。そしてこの様な運用は、突き詰めれば、絶対的終身刑を全て仮釈放の可能性のある終身刑に転換するものとも言え、この点は今後、大きな議論となるように思われる⁴¹。

おわりに

殺人を犯し死刑を宣告された少年が、再審理の機会を経て絶対的終身刑となり、そして69歳となった今、残された人生を再び扉の外で過ごす機会を得ようとしている。そして、2000名近くの受刑者が、同様の機会を得るかもしれない。

モントゴメリー判決は、一見この「衝撃的」な結果を、ミラー判決とティーク判決等の分析と当てはめに依拠しつつ導き出した。

また判決が、ミラー判決よりもさらに少年に対する絶対的終身刑に対して慎重な姿勢を示したことは、今後、重大な犯罪を行った少年に対する扱いについての議論に大きな影響を与えていくものと考えられる。

判決後も、いくつかの州ではすでに、絶対的終身刑の適用範囲をより小さくするか又は廃止しようとする動きが高まっている。また2016年5月には、アイオワ州最高裁で少年に対する絶対的終身刑を違憲とする判決が下され、さらにジョージア州最高裁でも、殺人の罪を犯したほぼ全ての少年に対する絶対的終身刑を禁じる判決が下されており、また、各州の高裁レベルでも同様の判決が下されている⁴²。

こういった判例の動きをみると、モントゴメリー判決は2000年代半ばから顕著に表れていた厳罰化からの「転換」をより加速させる一つの契機となっていくものと考えられる。

もっとも、その背景には科学的な証拠に基づく「少年と成人は異なる」という理念の再確認という要素だけではなく、そもそも凶悪な少年犯罪者数の明らかな減少があることも忘れてはならない。FBIの調査によると、少年による殺人件数が

ピークであった1993年から2010年までに、単独犯で73%、共犯でも57%も減少していることが明らかとなっている⁴³。こういった背景とそれに基づく世論が、モントゴメリー判決を含めた一連の連邦最高裁判例を下支えしているように思われる。

本判決が下されてから間もないこともあり、この影響を推し量ることは難しいが、今後、今回の判決では触れられることはなかった被害者の権利という視点に立った批判に対して、どう答えていくのが課題となっていくものと思われる。

¹ *Montgomery v. Louisiana*, 136 S. Ct. 718, at 736-737 (2016).

² *Kent v. U.S.*, 383 U.S. 541 (1966).

³ *In re Gault*, 387 U.S.1 (1967).

⁴ *Roper v. Simmons*, 543 U.S. 541 (2005).

⁵ 講学上「絶対的終身刑」とは、裁判官に科刑の裁量の余地を与えず必要的(義務的)に科す終身刑の意味(仮釈放の有無は必ずしも関係しない)として使われることもあるが、本稿では一般的・感覚的な分かりやすさを考慮して、この略称を用いることとする。

⁶ *Graham v. Florida*, 130 S. Ct. 2011 (2010).

⁷ *Miller v. Alabama*, 132 S. Ct. 2445 (2012).

⁸ 今出和利「アメリカ少年司法と合衆国憲法修正第8条に関する判例の動向について－絶対的終身刑をめぐる連邦最高裁『ミラー判決』(2012年)を中心に－」東洋大学法学部『東洋法学』第57巻第3号(2014年)を参照されたい。

⁹ 以下、各判決の概要については、今出・前掲注(8)参照。

¹⁰ *Atkins v. Virginia*, 536 U.S. 304 (2002).

¹¹ なお連邦最高裁は、14歳の少年による殺人事件である「ジャクソン事件」についても「ミラー事件」と併合して審理、判決を下している。事件概要及び判示については、今出・前掲注(8)参照。

¹² *Miller*, 132 S.C., at 2471. コロンビア特別区も含む。

¹³ *Slow to Act: State Responses to 2012 Supreme Court Mandate on Life Without Parole*, The Sentencing Project, June 2014, at 2.

¹⁴ *The Supreme Court and the Transformation of Juvenile Sentencing*, Models for Change: Systems Reform in Juvenile Justice, September 2015, at 11; *Diatchenko v. District Attorney of the Suffolk District*, 1N.E. 3d 270 (2013).

¹⁵ *Ibid.*, at 16; *People v. Caballero*, 282 P. 3d 291 (2012).

¹⁶ *Ibid.*, at 16, 26; *State v. Ragland*, 836 N.W. 2d. 107 (2013); *State v. Lyle*, 854 N.W. 2d 378 (2014).

- ¹⁷ Juvenile Life without Parole : An Overview, The Sentencing Project, July 2016, at 1.
- ¹⁸ Ibid at 3. ミラー判決の遡及性を認めた州については、John R. Mills, Anna M. Dorn, Amelia Courtney Hritz, "Juvenile Life Without Parole in Law and Practice: Chronicling the Rapid Change Underway", 65 American University Law Review 535, 2016, at 556-558 参照。なお、連邦地裁及び連邦控訴裁判所でも、遡及適用の是非については判断が分かれていた。
- ¹⁹ Teague v. Lane, 489 U.S. 288 (1989).
- ²⁰ Ibid, at 3.
- ²¹ No Hope : Re-Examining Lifetime Sentences for Juvenile Offenders, The Phillips Black Project, September 2015, at 4. 現在、32州において少年に対する絶対的終身刑は維持されており、一方18州及びコロンビア特別区において禁止されているか又は現在当該刑を受けている者がいない。Supra note 17, at 3.
- ²² Ibid, at 4. 2つの「特別な状況」とは、「加害者が被害者をひどく苦しめた犯罪」又は「被害者が公安警察職員であった犯罪」とされた。Mills supra note 18, at 558. なお、この様な法改正によって、絶対的終身刑を科し得る要件が非常に限定されたため、カリフォルニア州は、事実上、少年に対する絶対的終身刑を廃止したものと扱われることもある。
- ²³ Ibid.
- ²⁴ Ibid. なお、絶対的終身刑の受刑者が360名（全米で2番目に多い）ミシガン州でも2014年に法改正がなされ、絶対的終身刑の必要的科刑は廃止した上で、ミラー判決の判示を踏まえたかなり限定された要件のもと、裁量的科刑のみが維持された。Juvenile Life Without Parole after Miller v. Alabama, The Phillips Black Project, July 2015, at 49. 各州の法改正及び訴訟・判決の状況、絶対的終身刑の受刑者数の現状等については、左記資料を参照。
絶対的終身刑受刑者数には州により偏りがあり、受刑者数の多い上位5州（ペンシルバニア、ミシガン、カリフォルニア、ルイジアナ、フロリダの各州）で、全米の受刑者数の約3分の2を占める。
- ²⁵ Ibid, at 4-5. なお、ミラー判決後あらたに9州が絶対的終身刑を廃止したが、仮釈放が可能となる収監年限には州によって開きがある。例えば、テキサス州が40年経過後なのに対して、ネバダ州及びウエスト・バージニア州では、15年経過後に可能となる場合もある。Supra note 17, at 3.
- ²⁶ Supra note 13, at 3; Nishi Kumar, "Cruel, Unusual, and Completely Backwards: An Argument for Retroactive Application of the Eighth Amendment, 90 New York University Law Review, 2015, at 1359-1360.
- ²⁷ State v. Tate, 130 So. 3d 829.
- ²⁸ Penry v. Lynaugh 492 U.S. 302
- ²⁹ Perry L. Moriearty, "Miller v. Alabama and the Retroactivity of Proportionality rules, 17 University of Pennsylvania Journal of Constitution Law, 2015, at 958-966.
- ³⁰ Montgomery v. Louisiana, 136 S. Ct.718 at 727.
- ³¹ 31 Toca v. Louisiana.
- ³² Moriearty, supra note, at 933-934.
- ³³ Danforth v. Minnesota, 552 U.S. 264 (2008).
- ³⁴ Montgomery v. Louisiana, 136 S. Ct. 718, at 723-733.
- ³⁵ Ibid, at 732.
- ³⁶ Ibid, at 732-733.
- ³⁷ Ibid.
- ³⁸ Ibid, at 734.
- ³⁹ Supra note 14, at 14.
- ⁴⁰ Ibid, at 736.
- ⁴¹ この点につき、反対意見を付したスカリナ判事は、疑わしい方法で少年に対する絶対的終身刑を取り除くことはミラー判決を歪めるものであるとして、法廷意見を厳しく批判している。
- ⁴² Juvenile Life Without Parole in Wayne County: Time to Join the Growing National Consensus?, Fair Punishment Project, July 2016, at 7-8.
- ⁴³ Juvenile Offenders and Victims:2014 National Report, National Center for Juvenile Justice, December 2014, at 73.